



藤岡市

景観計画

-概要版-



平成25年3月策定
令和2年10月改定

良好な景観の形成の方針

景観の将来像

世界に誇る歴史文化に 四季の彩りが映える
やさしい風景のあるまち

景観形成の基本目標

『まもり、いかす』

自然と歴史文化が織りなす風景の価値を
さらに高めて次代に継承する

豊かな自然や歴史文化的な遺産の価値を再認識するとともに、こうした先人から受け継いだ風景、景観資源に、さらに付加価値を付けて、次の世代に引き継いでいくことを目指します。

『よいものにする』

多様な価値観を尊重しつつ、
調和のある風景・街並みに改善する

「豊かな自然や歴史文化を守り・活かす」「都市の発展や暮らしに対応したまちの創出」など多様な価値観を尊重し、調和の感じられる景観へと改善することを目指します。

『つくる』

市民のやさしさが表れた
魅力的な街の表情を創り出す

住む人、働く人全てが藤岡市を郷土として感じることができるよう愛着や誇り、人や自然に対するやさしさや思いやりの気持ちが込められた、魅力ある景観の創出を目指します。

『そだてる』

誰もが協力し合って
美しい風景を育てる

市民・事業者・行政など、市に関わる誰もが協力しあって、「やさしさ」を感じることでできる美しい風景を育てる取り組みを進めます。

景観計画の区域

本市の景観は、眺望景観に優れていることに特徴があり、その保全が重要となります。

眺望景観は、例えば、視点近傍の建築物、その背後に広がる農地、その背景となる山並みなどの景観要素が、重層的に見えることで成り立つことから、市全域にわたる要素の保全・活用、創出、修景、育成に、総合的に取り組む必要があります。

このことから、市全域を「景観計画区域」とします。



高山社跡周辺重点景観計画区域

世界文化遺産として登録された高山社跡周辺（緩衝地帯）を「重点景観計画区域」に位置づけ、世界遺産の顕著な普遍的価値を保全するため、重点的に景観形成の取り組みを進めます。



良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成に関する方針は、面的な景観類型である「森林の景観ゾーン」「田園の景観ゾーン」「まちの景観ゾーン」の方針と、各ゾーンに位置する線的及び点的な景観の方針により、示しています。

		景観の構成(面的な景観類型)(ゾーン)			
		森林の景観	田園の景観	まちの景観	
景観の骨格(線的な景観類型)	里山の景観	<ul style="list-style-type: none"> ○緑濃い森林の保全 ○緑を基調とした景観を損ねる行為の規制・誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地を主体とした景観の再生 ○良好な集落景観の維持・保全 ○田園集落景観に調和した土地利用等の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ○にぎわいのある街並みの再生 ○道路沿道における屋外広告物等の適切な誘導 ○暮らしの場にふさわしい景観の育成 ○周辺との調和に配慮した工業地景観の誘導 	
	水辺の景観	<ul style="list-style-type: none"> ○水辺の景勝地の保全・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○河川景観の保全・活用 		
	道路の景観	<ul style="list-style-type: none"> ○自然豊かな景観に調和した道路景観の修景 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路沿道における屋外広告物等の適切な誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な道路景観の創出 	
	拠点景観・眺望景観(点的な景観類型)	歴史文化の拠点景観	<ul style="list-style-type: none"> ○世界文化遺産高山社跡周辺(緩衝地帯)の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史文化の拠点景観の保全と魅力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史文化の拠点景観の保全・再生
		水と緑の拠点景観	<ul style="list-style-type: none"> ○水と緑の拠点景観の保全と魅力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○水と緑の拠点景観の保全と魅力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○水と緑の拠点景観の魅力の向上
		眺望景観(眺望点)	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な景観の眺望点にふさわしい環境の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な景観の眺望点にふさわしい環境の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な景観の眺望点にふさわしい環境の確保



行為の制限に関する方針

届出対象行為

景観計画区域内で、次に該当する建築物の建築や工作物の建設等を行う場合には、その行為を行うことを届出する必要があります。

行為	届出対象	
	景観計画区域 (重点景観計画区域を除く市全域)	高山社跡周辺重点景観計画区域
建築物の建築等	○高さが15m又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	○原則、全て
工作物の建設等	柵・塀・擁壁の類	○高さが2mを超えるもの
	電波塔の類	○高さが15mを超えるもの
	物見塔の類	
	装飾塔の類、 彫像・記念碑の類	
	煙突・排気塔の類	
	高架水槽・冷却塔の類	
	鉄筋コンクリート造りの柱・金属製の柱の類	
観覧車等の遊戯施設の類、アスファルトプラント等の製造施設、自動車車庫専用の立体的施設、石油等の貯蔵・処理施設、汚水処理施設等の類	○高さが15m又は築造面積が1,000㎡を超えるもの	○原則、全て
開発行為・土地の区画形質の変更	○面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが5mかつ、長さが10mを超える法面を生ずるもの	○面積が100㎡を超えるもの又は高さが1.5mかつ、長さが3mを超える法面を生ずるもの
屋外における物品の集積又は貯蔵	○高さが5m又は面積が1,000㎡を超えるもの	○高さが1.5m又は面積が100㎡を超えるもの
地形の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	○面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが5mかつ、長さが10mを超える法面を生ずるもの	○面積が300㎡を超えるもの又は高さが5mかつ、長さが10mを超える法面を生ずるもの
木竹の伐採	—	○高さが5m又は伐採面積が100㎡を超えるもの

※「建築物の建築等」及び「工作物の建設等」とは、「新築（工作物については、新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」を指します。

※建築物及び工作物の高さは、地盤面から当該建築物または工作物の上端までの高さとし、なお、建築物の屋上に設置される工作物は、当該建築物の高さを含めた当該工作物上端までの高さとし、

※上記の届出対象行為のうち、適用除外となる行為があります。詳細は、「藤岡市景観計画」または「藤岡市景観条例」を参照ください。

行為制限の基準

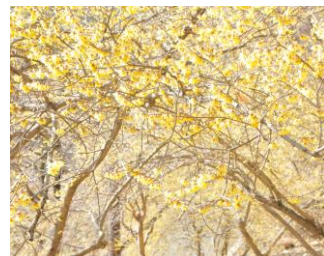
景観計画区域における、建築物及び工作物の形態または色彩その他の意匠並びに良好な景観の形成のための制限（景観形成基準）は次のとおりです。届出対象行為は、この景観形成基準に適合するか審査を行います。

●景観計画区域（重点景観計画区域を除く市全域）

行為	事項	基準																		
建築物の建築等又は工作物の建設等	位置	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 山りょうの近傍にあっては、りょう線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。 道路等に接する敷地境界線からは、後退した位置とすること。この場合、周囲の街並みとの調和に配慮した位置とすること。郊外部にあっては、できる限り多く後退した位置とし、道路側に空地を確保すること。 都市部にあっては、隣接地と相互に協力し、まとまった空間を生み出すこと。 周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置とすること。 																		
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。 周囲に圧迫感を与えないよう空地を確保すること。高層の場合には、十分な空地を確保すること。 自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。 																		
	形態	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること。 																		
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 全体としてまとまりのある意匠とすること。 歴史的建造物等が多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること。 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路等から見えない位置に設置とすること。 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。 道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若しくは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮とすること。 																		
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観特性を特徴づける素材を使用とすること。 周辺景観との調和に配慮した素材を使用とすること。 																		
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外観の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、次のア～イのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア. 建築物の屋根にあって、次のa～bの色彩 <ul style="list-style-type: none"> a. 和瓦や銅板などによるものの色彩 b. 地域の特徴的な色彩で市長が認めるもの イ. 建築物の外壁もしくは工作物の外観にあって、次のa～cの色彩 <ul style="list-style-type: none"> a. 着色していない木材、土塀、ガラス、レンガなどの材料によって仕上げられる部分の色彩 b. 地域の特徴的な色彩で市長が認めるもの c. 外観のアクセント色として着色される部分の合計面積が、建築物もしくは工作物の外観の面積の10分の1未満の場合 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">R(赤)・YR(黄赤)</td> <td>制限なし</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>8以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Y(黄)</td> <td>制限なし</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>8以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の色相</td> <td>制限なし</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>8以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※表中の「使用する色相」「明度」「彩度」の基準は、JIS Z8721に定めるマンセル値による。</p>	色相	明度	彩度	R(赤)・YR(黄赤)	制限なし	3以下	8以下	6以下	Y(黄)	制限なし	3以下	8以下	4以下	上記以外の色相	制限なし	1以下	8以下	2以下
	色相	明度	彩度																	
	R(赤)・YR(黄赤)	制限なし	3以下																	
		8以下	6以下																	
	Y(黄)	制限なし	3以下																	
8以下		4以下																		
上記以外の色相	制限なし	1以下																		
	8以下	2以下																		
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽する等、十分な緑化を行うこと。 必要に応じ建築物等の周囲を緑化し、圧迫感を軽減とすること。 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とすること。 																			
その他	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物等地域の景観形成上特に必要な建築物等については、できる限り保全とすること。 																			

●高山社跡周辺重点景観計画区域

行為	事項	基準																					
建築物の建築等又は工作物の建設等	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 ・山りょうの近傍にあっては、りょう線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。 ・道路等に接する敷地境界線からの後退は、周囲の街並みとの調和に配慮した位置とすること。 ・周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。 ・樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。 																					
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の街並み、周辺樹木の高さ及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。 ・建築物の高さは、10mを超えないものとする(ただし、既存の建築物には、当該基準は適用しない。) 																					
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること。 																					
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・全体としてまとまりのある意匠とすること。 ・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路等から見えない位置に設置すること。 ・屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。 ・道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若しくは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること。 																					
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観特性を特徴づける素材を使用すること。 																					
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外観の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、次のア～イのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア. 建築物の屋根にあって、次のa～bの色彩 <ul style="list-style-type: none"> a. 和瓦や銅板などによるものの色彩 b. 地域の特徴的な色彩で市長が認めるもの イ. 建築物の外壁もしくは工作物の外観にあって、次のa～cの色彩 <ul style="list-style-type: none"> a. 着色していない木材、土塀、ガラス、レンガなどの材料によって仕上げられる部分の色彩 b. 地域の特徴的な色彩で市長が認めるもの c. 外観のアクセント色として着色される部分の合計面積が、建築物もしくは工作物の外観の面積の10分の1未満の場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">【外壁】</th> <th colspan="3">【屋根】</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤) Y(黄)</td> <td rowspan="2">制限なし</td> <td>3以下</td> <td>R(赤)・YR(黄赤) Y(黄)</td> <td rowspan="2">8以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>1以下</td> <td>上記以外の色相</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の「使用する色相」「明度」「彩度」の基準は、JIS Z8721に定めるマンセル値による。</p>	【外壁】			【屋根】			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	R(赤)・YR(黄赤) Y(黄)	制限なし	3以下	R(赤)・YR(黄赤) Y(黄)	8以下	3以下	上記以外の色相	1以下	上記以外の色相
【外壁】			【屋根】																				
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																		
R(赤)・YR(黄赤) Y(黄)	制限なし	3以下	R(赤)・YR(黄赤) Y(黄)	8以下	3以下																		
上記以外の色相		1以下	上記以外の色相		1以下																		
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽する等、十分な緑化を行うこと。 ・必要に応じ建築物等の周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること。 ・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とすること。 																						
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物等地域の景観形成上特に必要な建築物等については、できる限り保全すること。 																						
木竹の伐採	むやみな木竹の伐採の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・造林、保育、間伐、伐採といった森林施業上の措置などを除いた、むやみな森林の伐採は、原則的に避けること。 																					



● 共通基準

行為	事項	基準
開発行為・土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行うこと。 擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林等による影響の軽減を行うこと。 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を担保するとともに、積極的に活用すること。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 道路等から見えにくいようにすること。道路等に接する敷地境界からは、遠隔地より集積又は貯蔵を始めること。 物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えないようにすること。 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内及び敷地周囲の緑化を行うこと。
地形の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮へい及び事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと。 掘採又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。

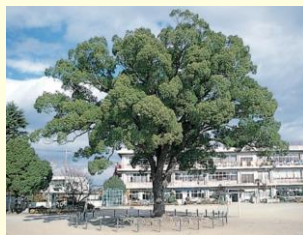
屋外広告物の表示等の制限に関する事項

屋外広告物は、市民や来訪者に多くの情報を提供し、街並みに賑やかな印象を与え、また歴史文化的な雰囲気有助長するといった、景観を演出する重要な要素でもありますが、華やかな色彩や高さがある、表示面の面積が大きいといった屋外広告物は、周辺の景観との調和を欠くほか、良好な眺望景観を損ねるおそれがあります。

このように、屋外広告物は良好な景観づくりに大きな影響を与えることから、本市では「藤岡市屋外広告物条例」を施行しました。本条例に基づき、市全域において屋外広告に関する行為の制限を定めます。

景観重要建造物及び樹木の指定の方針

本市の特徴的な景観を形成している景観資源や、地域の目印となって市民から親しまれている景観資源など、良好な景観づくりを進める上で重要となる景観資源を維持・保全するため、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」を指定します。



景観重要公共施設の整備に関する事項

良好な景観形成を推進するためには、日常的に目にふれる機会が多く、また市民共有の財産でもある「公共性」や、整備された道路などによって街並みが形成されるなど、景観を発生・成立させる「基盤性」を持つ公共施設自体の景観のあり方が重要となります。

特に市民との協働という視点からは、行政が景観形成を先導していく役割を担うことが必要であることから、今後必要に応じ、良好な景観形成に寄与する公共施設を「景観重要公共施設」として指定することを検討します。



景観形成の推進に向けて

市の将来像を景観形成の側面から実現する上では、景観要素の大部分を所有・利用・維持管理する市民、景観に影響を与える活動を行う事業者による景観まちづくりの活動は、良好な景観を形成する上で不可欠となっています。

このため、行政は、市民・事業者の十分な理解と協力のもと良好な信頼関係を築きながら、協働による景観形成への活動が継続的に実施され、活動の裾野を広げていけるよう、「推進体制づくり」「市民等の主体性づくり」「ルールづくり」を3つの柱として、地域の特性を活かした協働による愛着と誇りがもてる魅力ある景観の形成を進めます。

「推進体制づくり」に向けた取り組み

景観形成という側面からの推進体制は、当面は自治会などによる身近な景観・環境の美化・清掃などの既存組織による取り組みが必要とされ、身近な景観の魅力を高める活動ができる体制づくりを推進します。

取り組み施策

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 地域別の既存組織の活用 | ④ 景観モニター制度の導入 |
| ② ボランティア等の組織との連携強化 | ⑤ 景観協議会の設置 |
| ③ 景観形成組織の設立促進 | ⑥ 庁内組織体制の強化 |



「市民等の主体性づくり」に向けた取り組み

市民や事業者の主体的な取り組みを促すため、市は、景観形成に対する関心や意識を高める啓発活動を実施し、景観への関心の醸成に努めるとともに、適切な情報提供のもと、良好な景観形成に対する助成制度を検討します。

取り組み施策

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 景観計画の周知 | ④ 景観形成に関わる各種啓発活動の実施 |
| ② 景観形成に関わる情報の提供 | ⑤ 良好な景観形成に対する表彰の実施 |
| ③ 良好な景観の選定及び指定 | ⑥ 良好な景観形成に対する助成制度の導入 |

「ルールづくり」に向けた取り組み

市全体に渡る総合的な景観形成の共通ルールとしての役割を担う景観計画を適切に運用するとともに、市民や事業者と協働で行う景観まちづくりを目指したルールづくりを推進します。

取り組み施策

- ① 景観地区等の指定・決定
- ② 景観協定の締結促進
- ③ 景観計画等の見直し



<お問い合わせ先> 藤岡市 都市建設部 都市計画課

TEL : 0274-22-1211(代表) FAX : 0274-22-6444 e-mail : tosikei@city.fujioka.gunma.jp

令和2年10月発行